



規制改革推進会議専門チーム会合(第3回)提出資料 (参考資料)関係法令

平成30年3月29日
日本証券業協会



関係法令：運用関連運営管理機関の主な業務

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあっては、二以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。一～六(略)

2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、前二項の規定により運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(指定運用方法の選定)

第二十三条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、前条第一項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。

2 前項の規定により選定した運用の方法(以下「指定運用方法」という。)は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により指定運用方法を選定する場合について準用する。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十三条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が第二十五条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(指定運用方法に係る情報の提供)

第二十四条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。

- 一 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性
- 二 指定運用方法を選定した理由
- 三 第二十五条の二第二項の事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

関係法令:運用の方法に係る情報提供

運営管理業務に関する法的根拠

(定義)法第二条 7

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

(登録) 第八十八条

確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

運用の方法に係る情報の提供について

(運用の方法に係る情報の提供)

法第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十三条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が第二十五条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

確定拠出年金法施行規則

第二十条 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、各運用の方法ごとに、次の各号に掲げる情報とする。

一 運用の方法の内容(次に掲げるものを含む。)に関する情報

イ 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨)及び損失の可能性に関する事項

ロ 運用の方法に係る資金の拠出単位又は拠出限度額があるときは、その内容に関する事項

ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

二 当該運用の方法を企業型年金加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去十年間(当該運用の方法の過去における取扱実績が十年間に満たない場合にあっては、当該期間)における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績

三 令第一条第一号のその者の持分の計算方法

四 企業型年金加入者等が運用の方法を選択又は変更した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

関係法令：運用の方法に係る情報提供

五 次のイから二までに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イから二までに掲げる情報

イ 預貯金の預入(国を相手方とする貯金の預入を除く。)預金保険制度(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の規定に基づき預金保険機構が実施する制度をいう。)又は農水産業協同組合貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の規定に基づき農水産業協同組合貯金保険機構が実施する制度をいう。)(以下この条において「預金保険制度等」という。)の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)

ロ 金融債(特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。)の売買預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)

ハ 金銭信託(貸付信託を含む。)の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)

ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構(保険業法第二百五十九条に規定するものをいう。)の対象となっているか否かについての情報(保険契約者保護機構の対象となっている場合にあつては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)

六 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三条第一項に規定する重要事項に関する情報

七 前各号に掲げるもののほか、必要な情報

2 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、前項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供するものとする。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条、保険業法第百十一条 その他の法令の規定により公衆の縦覧に供している金融機関(当該企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に提示した運用の方法に係る契約の相手方である金融機関に限る。)の業務及び財産の状況に関する説明書類を、企業型運用関連運営管理機関等の営業所(事業主が運用関連業務を行う場合にあつては、当該事業主の主たる事業所)に備え置き、企業型年金加入者等の縦覧に供しなければならない。

4 前項の説明書類の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって前項の説明書類の備置きに代えることができる。

関係法令：運用の方法に係る情報提供

確定拠出年金法法令解釈通知(抜粋)

第3 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1. 運用の方法に係る金融商品について情報提供すべき具体的な内容

確定拠出年金運営管理機関(運営管理業務を営む事業主を含む。この第3及び第4の事項において同じ。)が加入者等に対し運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容については、法第24条に基づく確定拠出年金法施行規則(以下「施行規則」という。)第20条第1項に規定しているところであるが、同項第1号中「運用の方法の内容」に係る具体的な情報の内容及びその提供方法は、各運用の方法に係る金融商品ごとに、元本確保型の運用方法であるか否かを示した上で、次に掲げる内容及び方法とすること。

(1) 預貯金(金融債を含む。)について

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第13条の3第1項各号に規定する内容に相当するものについて、同条に準じた方法(電磁的方法による提供を含む。)により情報提供を行うものとする。

(2) 信託商品について

次の掲げる事項を記載した書類の交付又は電磁的方法により(電磁的方法により情報提供を行うことが困難である場合にあっては書類の交付によること。以下同じ。)情報提供を行うものとする。

商品名

信託期間(契約期間、信託設定日、償還期日、自動継続扱いの有無)

運用の基本方針、運用制限の内容

信託金額の単位

収益金の計算方法、支払方法

予想配当率

他の運用商品への預替えの場合の取扱い

(3) 有価証券(令第15条第1項第2号八に規定する運用の方法に係る金融商品を含む。)について

金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書の概要(商品名、信託期間、繰上償還の説明、ファンドの特色、投資リスク等)に記載される内容について、それを記載した書類の交付又は電磁的方法により情報提供を行うものとする。

なお、金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書に記載される内容については、少なくとも、加入者等から求めがあった場合に、次のいずれかの方法により速やかにその内容を提供するものとする。

ア 書類の交付

イ 電磁的方法により内容を提供する方法

ウ 実施事業所の事務所又は確定拠出年金運営管理機関の営業所に備え置き、加入者等の縦覧に供する方法

関係法令：運用の方法に係る情報提供

(4) 生命保険、生命共済及び損害保険について

次の掲げる事項を記載した書類の交付又は電磁的方法により情報提供を行うものとする。

保険又は共済契約の種類

一般勘定又は特別勘定に属するものの区別

保険料又は共済掛金の額

保険金額又は共済金額の算定方法

予定利率があるものについてはその率

保険期間又は共済期間(予定利率あるものについては、当該予定利率が適用される期間を含む。)

支払事由

加入者等の運用の指図により保険又は共済の全部又は一部を他の運用商品に変更する場合における取扱い

特別勘定に属するものについては、当該財産の運用の方針、種類及び評価の方法

2. 加入者等に情報提供すべき過去10年間の実績の内容

確定拠出年金運営管理機関は、施行規則第20条第1項第2号の規定に基づき、過去10年間における運用の方法に係る金融商品の利益又は損失の実績を加入者等に提供する場合には、少なくとも3ヶ月ごとの当該運用の方法に係る金融商品の利益又は損失の実績を提供しなければならないこと。

関係法令：兼務規制

確定拠出年金法第百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
- 六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

確定拠出年金運営管理機関に関する命令

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 **法第二十三条第一項前段(法第七十三条において準用する場合を含む。)**の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用関連業務に係る事務を併せて行うこと。
- 二 加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 三 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。
- 四 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 五 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること(前二号に掲げる行為に該当するものを除く。)
- 六 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項(法第百条第四号の政令で定めるものを除く。)につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 七 企業型年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関(企業型年金において運営管理業務を自ら行う事業主を含む。以下この号において同じ。)を選択できる場合において、その選択について企業型年金加入者等を勧誘するに際し、又は選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 八 法第六十五条の確定拠出年金運営管理機関の指定又は指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際し、又は確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

兼業規制

関係法令：兼務規制

法令解釈通知

第6 行為準則に関する事項

(中略)

(5) いわゆる営業職員に係る運用関連業務の兼務の禁止

禁止の趣旨

確定拠出年金運営管理機関は、制度上もっぱら加入者等の利益のみを考慮して中立な立場で運営管理業務を行うものとして位置づけられているところであり、こうした趣旨に基づき、法第100条において、特定の運用の方法に係る金融商品について指図を行うことを勧める行為の禁止をはじめ、各種の禁止行為が規定されているところである。したがって、金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立な立場で業務を行い、当該禁止行為が確実に行われないようにするとともに、確定拠出年金運営管理機関に対する国民の信頼が確保されるよう、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員(主務省令第10条第1号に規定する「運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に係る事務を行う者」をいう。)は運用関連業務(令第7条第2項に規定する事務を除く。以下同じ。)を兼務してはならないこととしたものであること。

運用関連業務を行うことができる者(以下「運用関連業務者」という。)について

上記の趣旨を踏まえ、運用関連業務者は運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならないこと。

「役員、営業所の長その他これに類する者」について

主務省令第10条第1号中の「その他これに類する者」とは、営業所の長が欠けたときにその職務を代理することとなる者であり、例えば、副支店長、副支社長、副支部長等をいうものであること。

この規定は、役員、営業所の長その他これに類する者は、あくまでも主たる事務所又は営業所における運用関連業務の責任者として、当該業務を総括することができるようにするという観点から、禁止行為の対象外としているものであって、これらの者は、やむを得ず加入者等からの苦情に対応する場合等を除き、基本的には、個々の加入者等に対して運用関連業務を行わないこと。

関係法令：兼務規制

金融庁事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

11-3 行為準則に関する事項

確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

11-3-2 法第100条第5号関係

法第100条第5号の趣旨に鑑み、例えば、商品提供機関から商品提示に係る手数料等を受領する目的のために、又は株価を支える目的のために、特定の運用商品を提示しないこと。なお、商品提供機関から商品提示に係る諸費用を超えない範囲で手数料等を受領することは差し支えない。

11-3-3 法第100条第6号関係

法第100条第6号の趣旨に鑑み、例えば、特定の運用商品のみを評価したり、特定の運用商品のみを評価しないようなことを行わないこと。

11-3-4 主務省令第10条第1号関係

ファイアウォール規制に関し、以下の点に留意すること。

- (1) 運営管理業務の専担者以外の職員(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。以下同じ。)は、加入者等に提示する運用商品を選定してはならない。なお、やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならない(以下、11-3-4(2)~(4)において同じ。)
- (2) 加入者等からの要請の有無にかかわらず、運営管理業務の専担者以外の職員が加入者等に運用の方法を提示し、又は運用の方法に係る情報の提供を行ってはならない。
- (3) 運営管理業務の専担者以外の職員が、例えば、いわゆる投資教育等と称して、加入者等に提示する個別具体的な運用商品の内容について説明してはならない。なお、運用商品に関するパンフレットなどの資料を単に渡すことは差し支えない。
- (4) 運営管理業務の専担者が、加入者等に対して運用商品の説明を行っているときに、運営管理業務の専担者以外の職員がその場に同席してはならない。なお、運営管理業務の専担者以外の職員が、加入者等を運営管理業務の専担者に引き合わせる事、又は運営管理業務の専担者が、顧客を運営管理業務の専担者以外の職員に引き合わせることは差し支えない。また、運営管理業務の専担者以外の職員が、一般の顧客に対し、確定拠出年金への加入の勧誘を行うことは差し支えない。

兼業規制関連

関係法令：運用方法への指図を勧めること

確定拠出年金法第百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
- 六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

個別相談を可能にするに当たり関係の明確化が求められる

関係法令：運用方法への指図を勧めること

法令解釈通知

第6 行為準則に関する事項

(中略)

(4) 「特定の運用の方法を勧めること」の内容

法第100条第6号中の「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」としては、例えば、以下の場合が該当すること。

- ア 加入者等に対し、特定の金融商品への資産の投資、預替え等を推奨又は助言すること。
- イ 加入者等に対し、価格変動リスク又は為替リスクが高い外貨預金、有価証券、変額保険等について、将来利益が生じることや将来の利益の見込み額が確実であると告げ、又は表示すること。
- ウ 加入者等に対し、提示した他の金融商品と比較して、特定の金融商品が有利であることを告げ、又は表示すること。

運用の方法に係る金融商品の「提示」の際の留意点

加入者等への運用の方法に係る金融商品の「提示」とは、確定拠出年金運営管理機関が選定した運用の方法に係る金融商品の名称(例えば、「銀行の1年もの定期預金の預入」等)を加入者等に示すことであり、その提示の際に、確定拠出年金運営管理機関は、当該運用の方法に係る金融商品への運用の指図を行うことを推奨又は助言してはならないこと。

なお、加入者等から質問又は照会を受けた場合にあっても、特定の運用の方法に係る金融商品への運用の指図を行うことを推奨又は助言してはならないこと。

「推奨」及び「助言」の内容

ア 「推奨」の内容

運用の方法に係る金融商品に関する「推奨」とは、当該金融商品を評価し、当該金融商品への運用の指図を行うことは良いこと又は好ましいことであるということを加入者等に伝えること。

例えば、「この 会社の発行する株式は、将来値上がり確実でいいものであるので、当該株式で運用する方がよい」ということを加入者等に述べること。

イ 「助言」の内容

運用の方法に係る金融商品に関する「助言」とは、当該金融商品への運用の指図を行うよう加入者等に伝えること。

例えば、「この 会社の発行する株式で運用すべきである」ということを加入者等に述べること。

証券外務員(2種)であれば、例示されているような行為は行わない

関係法令：運用方法への指図を勧めること

金融庁事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

11-3 行為準則に関する事項

確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

11-3-2 法第100条第5号関係

法第100条第5号の趣旨に鑑み、例えば、商品提供機関から商品提示に係る手数料等を受領する目的のために、又は株価を支える目的のために、特定の運用商品を提示しないこと。なお、商品提供機関から商品提示に係る諸費用を超えない範囲で手数料等を受領することは差し支えない。

11-3-3 法第100条第6号関係

法第100条第6号の趣旨に鑑み、例えば、特定の運用商品のみを評価したり、特定の運用商品のみを評価しないようなことを行わないこと。

証券外務員(2種)であれば、記述されているような行為は行わない

関係法令：運用方法への指図を勧めること

顧客に対する誠実義務

金融商品取引法

(顧客に対する誠実義務)

第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

断定的判断の提供の禁止

金融商品取引法

(禁止行為)

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

金融商品の販売等に関する法律

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下「断定的判断の提供等」という。)を行ってはならない。

虚偽告知の禁止

金融商品取引法

(禁止行為)

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

二～七(略)

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

金融商品取引業等に関する内閣府令

(禁止行為)

第一百七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為